

(写)

災害時における医療機器等の供給に関する協定書

山梨県(以下「甲」という。)と山梨県医療機器販売業協会(以下「乙」という。)とは、災害時における医療機器等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害時における医療機器等の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対し乙の会員の保有する医療機器等の供給を要請することができる。

(医療機器等の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する医療機器等は、乙の会員において措置可能な品目及び数量で、次に掲げるものとする。

- (1) カテーテル、注射器、ダイアライザー等の医療機器
- (2) その他甲が指定するもの

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

- 2 やむを得ない事情により乙に連絡がつかない場合には、甲は直接乙の会員に対し要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況を事後に速やかに乙に連絡するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(医療機器等の引渡し)

第5条 医療機器等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所で甲の職員が品目及び数量を確認のうえ、乙又は乙の会員から引渡しを受けるものとする。ただし、甲による確認が困難な場合は、甲の職員以外の者に委託して確認を行うことができるものとする。

(医療機器等の価格)

第6条 甲が引渡しを受けた医療機器等の価格は、災害発生時直前における適正な価格(引渡しのための搬送を行った場合は、その搬送費を含む。)を基準として、甲乙協議して定める。

(写)

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき供給された医療機器等について、その供給に要した費用は、医療機器等の供給を受けた者が負担するものとする。

(連絡責任者等の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者、連絡手段等を協定終了後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(搬送態勢の確保)

第9条 医療機器等の搬送は乙又は乙の会員が行うものとし、甲は、搬送の用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援する。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、成立の日から1年間その効力を発生するものとし、有効期限満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年7月2日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 後藤 斎 印

乙 山梨県中央市流通団地北5
山梨県医療機器販売業協会
理事長 諸平 あゆみ 印